## 合併公告

平成28年8月26日

株主及び債権者各位

北海道帯広市西二十条南一丁目 14 番地 47 株式会社ダイイチ 代表取締役社長 鈴木 達雄

当社(以下「甲」といいます。)は平成28年10月1日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社とし、株式会社オーケー(本店所在地:北海道河東郡音更町木野大通西十七丁目1番4、以下「乙」といいます。)を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いますので、下記のとおり公告いたします。

これにより、効力発生日をもって、甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することになります。

またこの合併は、甲は会社法第796条第2項、乙は会社法第784条第1項に基づき、それぞれの株主総会の承認決議を経ずに行うものであります。

なお、この合併に際し、株式その他の金銭の割り当ては行わず、甲の新株式の発行及び 資本金の額の増加はいたしません。

記

- 1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
- 2. この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にその旨をお申し出ください。
- 3. 甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
  - (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
  - (乙)掲載紙 官報掲載の日付 平成27年11月30日

掲載頁 87 頁 (号外第 269 号)

以上